

事 務 連 絡
平成 2 3 年 4 月 8 日

各都道府県薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局総務課
医薬品副作用被害対策室

薬害を学ぶための教材の配布について

医薬品行政の推進につきまして、日頃から特段の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、文部科学省の協力を得て、昨年夏から「薬害を学び再発を防止するための教育に関する検討会」を開催し、中学3年生を対象として薬害を学ぶための教材を作成しました。

薬害についての理解を深め、薬害が起こらない社会の仕組みを考えるための教材として作成しており、主に社会科（公民分野）において活用いただくことを想定しています。

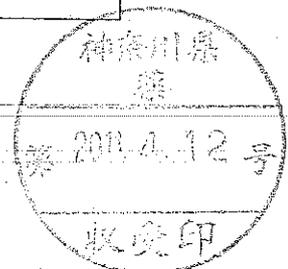
本教材は追って送付することとしていますが、この趣旨を御了察の上、有効に活用されるよう、教育委員会や中学校等の教育機関に対して積極的に働きかけを行う等特段の御配慮をお願いいたします。

また、授業実施方法等について、各学校より相談があった場合には、地域の薬剤師会や被害者団体等の関係団体と意見交換しながら、効果的な授業実施方法のアドバイス等の御協力をお願い申し上げます。

教材の送付時期については、各都道府県・指定都市・市区町村教育委員会指導事務主管課及び各都道府県私立学校事務主管課、附属中学校及び中等教育学校を置く各国立大学法人附属学校事務担当課、各中学校並びに都道府県薬務主管課に対して、平成23年4月末に送付する予定としています（震災の影響が大きい地域の中学校につきましては、送付が遅れる可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。）。

なお、教材の配布について、別添のとおり文部科学省初等中等教育局教育課程課から各教育委員会指導事務主管課等宛て発出されていますので、併せてお知らせします。

担 当
厚生労働省医薬食品局総務課
医薬品副作用被害対策室
室長補佐 坪井、信沢
電話 03-5253-1111
(内線 4230、2717)
(夜間 03-3595-2400)
FAX 03-3501-2052



平成23年4月5日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務主管課
附属中学校を置く各国立大学法人附属学校事務担当課

文部科学省初等中等教育局教育課程課

薬害を学ぶための教材について

このたび、厚生労働省から、薬害を学ぶための教材を全国の中学校に配布することとなったので、授業等において活用が図られるよう、本教材の配布に関して、別添の通り周知依頼がありました。

つきましては、本教材の配布をご了知の上、このことを域内の市町村教育委員会及び所管の中学校にあらかじめ周知下さいますようお願いいたします。

なお、本教材については、厚生労働省から各中学校に直接配布されることとなり、その内容につきましては、厚生労働省医薬品食品局総務課医薬品副作用被害対策室にお問い合わせ下さいますようお願いいたします。

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局教育課程課
企画調査係 西田、下須賀
TEL : 03-5253-4111
(内線 : 2565)
FAX 03-6734-3734

薬害を学ぶための教材について

1. 経緯

- ◎ 薬害肝炎検証・検討委員会の最終提言(平成22年4月28日)において、「薬害事件や健康被害の防止のためには、(中略)初等中等教育において薬害を学ぶことで、医薬品との関わり方を教育する方策を検討する必要がある」などと指摘。
- ◎ これを受け、有識者からなる「薬害を学び再発を防止するための教育の関する検討会」(座長:衛藤隆恩財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所副所長)を開催(平成22年7月から6回)。中学生を対象とする教材の在り方について検討。

2. 教材の概要

(教材表紙 A4 8ページ→)

【コンセプト】

- ◎ 中学生が薬害を知り、被害にあった方々の声を聞くことにより、薬害が起こらない社会の仕組みを考えることができるよう、きっかけを提供する観点から作成。
- ◎ 教材は、①被害の歴史、②被害者の声、③具体事例、④医薬品を取り巻く社会の仕組み、などから構成。

【教材の活用】

- ◎ 義務教育において公民を学習する中学3年生を対象(主に社会(公民的分野)において活用されることを想定)。
- ◎ 医薬品の適正使用等は保健で学習することを踏まえ、薬害に関する内容に重点化。
 - 理解が浅くならないよう、医薬品そのものに関する教育などと十分に連携することが重要。
- ◎ 限られた時間の中で効果的に学ぶことができるよう、自ら調べながら学べるよう配慮。
- ◎ 薬剤師会や被害者団体との協力など、より効果的な授業となるよう配慮いただくことも重要。